

10月12日開催 八王子地本申第2号 第1回交渉報告

その①

「三鷹営業統括センター武蔵小金井駅で発生した不当処分・不当転勤の撤回を求める」申し入れ

【前段議論に関わる経緯】

9月27日に出向しているAさんは八王子支社社員から、パワハラ・暴行を行なったB副長が労災を申請したことに伴う「第三者行為災害報告書」の書面を手渡され、記載を求められた。報告書は労働基準監督署から委託された弁護士事務所から8月9日付で元勤務先の駅に郵送され、8月30日が提出期限とされていた。

また、書面には「提出期限までにご返事いただけなかった場合は、貴殿（Aさん）のご意見は反映されず、相手方（B副長）の意見をもとに本件災害の過失割合等が決定されることがある」と記載されていました。重要な書面にもかかわらず、提出期限を1ヶ月も過ぎた時期にAさんに渡しています。

報告書が9月27日までAさんに渡らなかった経過について前段議論で求める！

～交渉で明らかとなった事実経過①～

- 8月9日 弁護士事務所が「第三者行為災害報告書」を元職場の駅に郵送
- 8月21日 「第三者行為災害報告書」が元職場の駅に到着。八王子支社人事ユニットが報告書を受け取る

組合：手紙自体は駅に放置されていたと本人は聞いている

会社：8月21日に封書が駅に届いている。8月9日から21日の間までは駅で置かれていたかもしれないというような認識を伝えてしまった。

空白の12日間？本当に21日に封筒が届いたか疑問だ！

～交渉で明らかとなった事実経過②～

- 8月22日 支社が「第三者行為災害報告書」を開封
- ①勤務で記載できるか検討
- ②当該職場に労災申請事由の確認を行う



会社：会社としてはAさんに不安を与えないようにフォローしながら対応する方がいいと考えた。丁寧に対応したいと対面でお渡しすることを優先させた。

組合：「こういう手紙が届いたよ」という連絡を一本も入れていないのか？

会社：本人に対しては言っていない。直接渡すということを優先させた。

10月12日開催 八王子地本申第2号 第1回交渉報告

その②

「三鷹営業統括センター武蔵小金井駅で発生した 不当処分・不当転勤の撤回を求める」申し入れ

～交渉で明らかとなった事実経過③～

- 8月25日 Aさんの9月の勤務発表
- 8月26日 支社が弁護士事務所に「第三者行為災害報告書」の提出期限を延長する1回目の相談をする。⇒9月12日まで期限延長
- 8月下旬 支社が本社に相談
- 9月上旬 出向先と勤務時間での記入についての相談
- 9月12日 支社が弁護士事務所に「第三者行為災害報告書」の提出期限を延長する2回目の相談をする。⇒9月30日まで期限延長

組合：期限を延長した時に、(A社員に)会っていないと言ったのか？

会社：そこまでは伝えていない

組合：本人に会っていないという説明もなしに延長を繰り返せば、弁護士事務所の受け止めはどうか？

会社：延長は承認いただいているので心配ない

Aさんと弁護士事務所に対して無責任かつ不適切な対応ではないのか！

～交渉で明らかとなった事実経過④～

- 9月18日 支社が出向先を訪問し、Aさんに「第三者行為災害報告書」を記入してもらう日程を調整
- 9月27日 「第三者行為災害報告書」が8月9日に発送されてから49日後に支社社員がAさんに手渡す。その時に「今書いて欲しい」と話す。
Aさんは「持ち帰りたい」「もう少し時間が欲しい」「9月30日の提出は不可能」と答える

会社:会社としてはAさんに不安を与えないようにフォローしながら対応する方がよいと考えた。丁寧に
対応したいと対面で渡すことを優先させた。

「不安」と「脅し」では？「丁寧さ」は微塵も感じない！



10月12日開催 八王子地本申第2号 第1回交渉報告

その③

「三鷹営業統括センター武蔵小金井駅で発生した 不当処分・不当転勤の撤回を求める」申し入れ

※『第3者行為災害報告書』の返信用封筒を渡さなかったことについて

会社：改竄（かいざん）をして出すとは考えていない。

本来なら全ての書面をAさんに渡すべきではないか？

～交渉で明らかとなった事実経過⑤～

支社が弁護士事務所に「第三者行為災害報告書」の提出期限を9月30日までに延長する3回目の相談をする。⇒10月16日まで期限延長

組合：持ち帰って報告書を書いたのは勤務時間なのか？

会社：持ち帰って書くとなれば、勤怠管理はできないので自分の時間になる。

Aさんはそんなこと言われていないそうです・・・

会社：書類が届いて確認に時間を要した。

時間がかかった事は課題だが、今回の取り扱いに関しては大きな問題があったと考えていない。

大問題
ですけれど



出向中のAさんが退職し転職していた 件について議論を行なう！！

Aさんが弁護士事務所に電話したところ・・・

「Aさんは退職して会社にはいないと聞いた」

※後日事務所に3度再確認するも「Aさんは退職し転勤していると聞いている」と返答があった。



組合：本人が弁護士事務所に確認したら、Aさんは「退職して転勤されているんですね」と言われた。そのような事を言ったのか？

会社：言っていない。「異動となり出向して職場が変わります」というのは伝えている。

組合：弁護士事務所が「退職して転職した」と話していることは把握しているのか？

会社：弁護士事務所から認識の齟齬があったと言われている。

出向して働く場所が変わっていることを伝えたが、弁護士事務所に伝わっているのはそうではなかった。弁護士事務所から「そこは申し訳なかった。認識が違った」と言われている。



10月12日開催 八王子地本申第2号 第1回交渉報告

その④

「三鷹営業統括センター武蔵小金井駅で発生した不当処分・不当転勤の撤回を求める」申し入れ

Aさんに対し、今回の件で謝罪を求めた！

組合：書類に時間がかかって、本人にも連絡されなかったことについては、**本人に謝罪をして頂きたい**

会社：確かに時間がかかった事もある。もう少し速やかにとかあとは速やかに本人に連絡するとかの課題はあったため、**コミュニケーションを通じて、もっと早くすべきだったと伝えることは可能である。**

組合：謝罪はできないのか？

会社：確かに課題はあったと思っている。ただ本人のためを思ってやっていることはご理解をいただきたい。

Aさんに謝罪を求め、第1回目の交渉は終了

その後、10月25日に八王子支社からAさんに電話で謝罪が行われる！

後日、交渉の回答に対する調査を実施しました

～交渉で明らかとなった事実経過①～

- 8月9日 弁護士事務所が「第三者行為災害報告書」を元職場の駅に提出
- 8月21日 「第三者行為災害報告書」が元職場の駅に到着。八王子支社人事ユニットが報告書を受け取る。

※弁護士事務所は横浜、届け先の駅は東京（約29km）

**8月9日に出した郵送物が
8月21日に届いた？
常識から外れた考えづらい回答**

俺らは1日に
160km～200km
走ってたけど・・・
現代人は足腰も人間性も弱いのかい？



11月13日開催 八王子地本申第2号 第2回交渉報告

その⑤

「三鷹営業統括センター武蔵小金井駅で発生した不当処分・不当転勤の撤回を求める」申し入れ

交渉の冒頭において労災手続きの関係でAさんに謝罪したことが述べられる！

【前回の交渉で謝罪に関わる経緯】

第1回交渉において、8月9日に弁護士事務所が「第三者行為災害報告書」を元職場の駅に郵送した以降の経過を交渉で明らかにするように求めた。

①8月21日に「第三者行為災害報告書」が元職場の駅に到着し、八王子支社人事ユニットが報告書を受け取る。地本として駅に放置されていたことをAさんから聞いていることを話した。しかし会社は21日に封書が駅に届いたと発言。会社は「Aさんに不安を与えないようにフォローしながら対応する方が良いと考えた」と発言した。その回答に対し、手紙が来た連絡を本人に入れない事は問題である指摘を行なう。

②封書が渡されず本人が関わっていない中で、支社が弁護士事務所「第三者行為災害報告書」の提出期限を2度延長していた。

9月27日に「第三者行為災害報告書」を8月9日に発送されてから49日後に支社社員がAさんに手渡し、その時に「今書いて欲しい」と話す。Aさんは「持ち帰りたい」「もう少し時間が欲しい」「9月30日の提出は不可能」と答える。

③地本は会社に対し、この間の経緯に関して本人への謝罪を求めた。しかし会社は「速やかに本人に連絡するとかの課題はあった」と話すも、「確かに課題はあったと思っている。本人のためを思ってやっていることはご理解いただきたい」と話し、その場での謝罪を行わず第1回目の申2号交渉は終了した。

④10月25日に支社社員からAさんに電話があった。内容を聞き、「謝罪の電話か」を聞いたところ、謝罪であることを認めた。



前回の交渉で謝罪を行うべきであったことを指摘！

議論を長引かせ、謝罪を認めない
横暴な姿勢は許さない！！

11月13日開催 八王子地本申第2号 第2回交渉報告

その⑥

「三鷹営業統括センター武蔵小金井駅で発生した不当処分・不当転勤の撤回を求める」申し入れ

Aさんへの謝罪の後に第1項の交渉に入る
まず、発生した事象の時系列を合わせる議論を行なう

あまりに事実誤認が多く、
噛み合わないところを
明確にする議論が進展せず！！



時系列的には18時30分からのフレキシブル勤務のあり方から始まり、B副長がAさんに面談を行ったことまでしか、事実確認は進みませんでした。

※18時30分に駅の内勤に戻らなかったAさんに対し、「なぜもどらなかったか？」を聞き取り⇒⇒面談を行う。

※Aさんは18時30分以降のフレキシブル勤務にホーム巡回をする旨をB副長に話していたがB副長は聞き流していた⇒⇒本人も聞き流している事は認めている。

会社はB副長が発言した内容を認めず！

適切でないと認めつつ
把握していないで逃げる

この発言は別の場の
議論で認めている発言

B副長がAさんに「お前」と発言したことは支社としては把握していない。

把握していないが、
言ったとすれば適切ではない



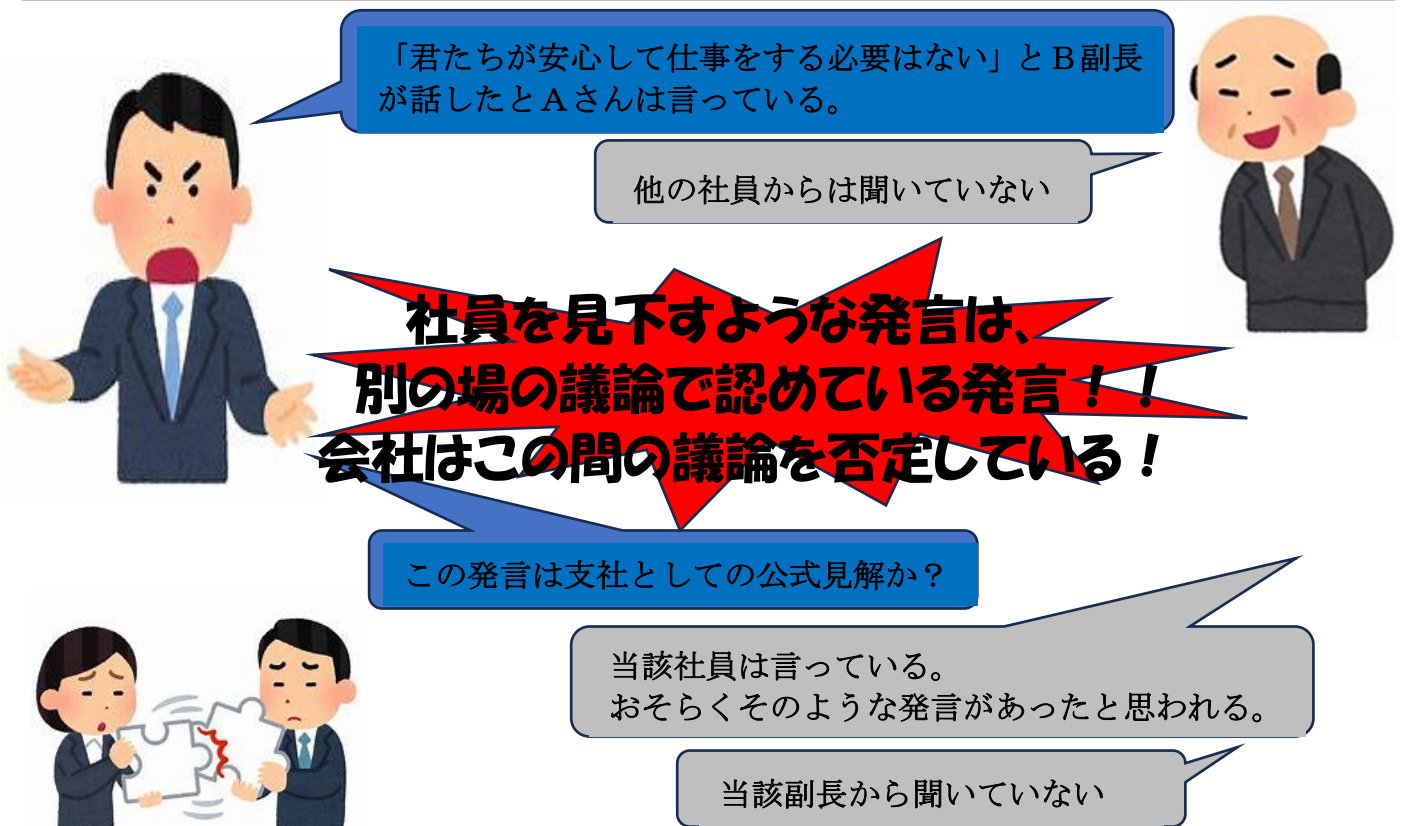
不誠実団交そのもの！！官僚体質丸出しではないか(怒)！！

11月13日開催 八王子地本申第2号 第2回交渉報告

その⑦

「三鷹営業統括センター武蔵小金井駅で発生した不当処分・不当転勤の撤回を求める」申し入れ

「再度」会社がB副長が発言した内容を認めず



「当該社員から発言があった」と発言の存在を認めるような言い方をしつつ、逃げるかのように「当該副長から聞いていない」で発言の存在を認めず！

八王子地本はこの事象の調査をする事を突き付ける！しかし会社は「再調査ではなく見解を出す」と発言し、交渉は継続議論で終了

こんな会社・管理者では職場風土は腐敗していく！！
社員の幸福はもとより、安全も蔑ろにされるのは許さない！！

12月6日開催 八王子地本申第2号 第3回交渉報告

その⑧

「三鷹営業統括センター武蔵小金井駅で発生した不当処分・不当転勤の撤回を求める」申し入れ

No67における事象の内容を明確としない支社に対し、八王子地本は調査を行うように突きつけ、次回交渉で再開を求めた！



A社員の聴取内容とB副長の聴取内容の整合性をとる必要はない

一言一句どの様なやりとりがあったか前段で確認する必要はない

Aさん(被害者)、B副長(加害者)、C副長(事象の場にいた第三者)から聞き取った調書内容を相互確認しようとせず！！

B副長に暴行して怪我をさせた事実は確認できたので処分した

調書内容を相互確認せず、事象の経緯を合わせないまま、一方の主張・断片的な事象を見た判断で処分を発令！

そもそもですが……

聞き取りの際、B副長が激昂しAさんが恐怖を感じてその場を離れようとした際、首元を押さえつけられ、(首を絞められる)ソファーに押さえつけられた。

【組合の争点】



B副長に怪我をさせたのは正当防衛の範囲だ！
※故意ではなく危険回避のための行動だ！

B副長の異常な行動がAさんに対する暴行に繋がった！
※この事象に至る経緯を回答できなければ結論が出ない！

労使の合意形成を図らない姿勢は不誠実団交、官僚的と言わざるを得ない

12月6日開催 八王子地本申第2号 第3回交渉報告

その⑨

「三鷹営業統括センター武蔵小金井駅で発生した不当処分・不当転勤の撤回を求める」申し入れ

AさんとB副長とのやりとりの経緯について 会社は回答をしようとせず！！

① Aさんの調書内容にあるB副長の不適切な言動に関する内容が真実であるかを聞くと

懲戒やプライベートに関する事なので交渉に馴染まない⇒回答せず

② Aさんの調書にあったB副長の不適切な言動を会社は認めるかを聞くと

不適切な課題はあったので副長に指導している

③ 「指導をした＝不適切な言動をした」を認めるかを再度聞くと

(副長に) 必要な対応をした



会社はB副長が「不適切な言動をした」事を認めず！
更には先ほど回答した回答内容まで言い換える！
「指導」と「対応」では会社がB副長に行った行為の意味が異なってくる

会社の回答や対応に対し八王子地本交渉団は

- ・ 労働組合法第7条に鑑みても「不誠実団交」であることを指摘！
⇒合意形成を図ろうとしない・回答しない根拠が明確でない・同一回答を繰り返す
- ・ 次回交渉の冒頭に6項目の順守と不誠実団交でない姿勢を示せるかどうかで、団体交渉での解決ができない⇒様々な手段を検討を通告し第3回交渉を継続議論で終了

不当処分・不当転勤の撤回を求め、
全組合員でたたかいを推し進めよう！